

八重畑コミュニティ協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、八重畑コミュニティ協議会（以下「本会」という）と称し、事務所を八重畑振興センター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、八重畑の地域課題を自ら解決するために住民参加のもと、実施計画を策定し円滑な活動の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、住みよい地域づくりを目指して以下の事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成、教育、子育てに関する事業
- (2) 地域福祉、ボランティア育成活動に関する事業
- (3) ゴミの減量、生活環境、自然環境に関する事業
- (4) 交通安全、防火、防犯等生活安全に関する事業
- (5) まちづくりや地域の生活道路整備などに関する事業
- (6) 地域の活性化を目的とした学習会開催事業
- (7) コミュニティだよりの発行
- (8) その他目的達成のための事業

(役員及び顧問)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 15名以内
- (4) 監事 2名

2 本会に必要な応じて事務局長及び顧問を置くことができる。

3 事務局長及び顧問は会長が委嘱する。

(役員を選出)

第5条 役員は総会で選出する。

(役員職務)

第6条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、または欠けたときはこれを代理する。
 - (3) 理事は、会長の諮問に応じ本会の事業を審議する。
 - (4) 監事は、本会の会計を監査し総会に報告する。
 - (5) 事務局長は、本会の会計、庶務を担当する。
 - (6) 顧問は、本会に対し指導助言を行う。
- 2 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。
 - 3 役員に欠員が生じたときは、役員の補充をすることが出来るが、任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第7条 本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は毎年1回、役員会は必要に応じて随時開催するものとする。

- 2 会議の開催は、会長が召集するものとする。
- 3 本会の構成員数の半数以上の要請があったとき、または会長が必要と認めるときは臨時に総会を開催することができるものとする。

(総 会)

第8条 総会は、別表第1に掲げる八重畑地区内の関係機関、諸団体等から選出された委員をもって構成するものとする。

- 2 総会は構成員の半数以上の出席者をもって成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 3 総会の議長は、その都度構成員の中から選出する。
- 4 総会には次の案件を付議するものとする。
 - (1) 事業計画及び予算
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) 役員の選出
 - (4) 規約の改正
 - (5) その他本会に関する重要な事項

(役員会)

第9条 役員会は次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算

- (3) 事業全般についての協議
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(部 会)

第10条 本会に次の部会を置く。

- (1) 総務企画部会
- (2) 生活環境部会
- (3) 福祉長寿部会
- (4) 産業振興部会
- (5) 生涯学習部会

- 2 各部会の部員は、会長が委嘱する。
- 3 各部会には、部会長及び副部会長を置く
- 4 各部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。
- 5 各部会は、毎年度実施する事業の企画、運営を行う。

(会 計)

第11条 本会の経費は、市交付金、その他収入を持って充てる。

- 2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局員)

第12条 事務局員は、役員会の同意を得て、会長が任命する。

- 2 事務局員は、本会の事務会計を処理する。

(委 任)

第13条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成19年4月17日より施行する。

(施行期日)

この規約は、平成19年5月30日より施行する。

(施行期日)

この規約は、平成21年4月23日より施行する。

(施行期日)

この規約は、平成22年3月29日より施行する。

別表第1（第8条関係）

八重畑コミュニティ協議会代議員構成機関・団体等

	機 関 ・ 団 体 等
1	行政区長
2	自治公民館長
3	八重畑体育協会
4	八重畑地区スポーツ推進員連絡会
5	八重畑小学校
6	八重畑小学校PTA
7	八重畑保育園
8	民生児童委員
9	八重畑地区老人クラブ連合会
10	防犯協会八重畑支部
11	交通安全協会八重畑分会
12	八重畑地区安全対策協議会
13	八重畑地区教育振興実践協議会
14	農業生産組合協議会
15	農家組合協議会
16	花巻農業協同組合女性部八重畑支部
17	八重畑婦人会
18	八重畑若妻会
19	福祉ボランティアグループ
20	八重畑保育園父母の会
21	体育指導委員
22	行政区長が推選する者